

令和3年度（令和2年中）公的年金等雑所得				
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計（A）	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	330万円未満	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
	330万円以上 410万円未満	(A)×0.75－27万5千円	(A)×0.75－17万5千円	(A)×0.75－7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－68万5千円	(A)×0.85－58万5千円	(A)×0.85－48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95－145万5千円	(A)×0.95－135万5千円	(A)×0.95－125万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円
65歳未満	130万円未満	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75－27万5千円	(A)×0.75－17万5千円	(A)×0.75－7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－68万5千円	(A)×0.85－58万5千円	(A)×0.85－48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95－145万5千円	(A)×0.95－135万5千円	(A)×0.95－125万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円	(A)－185万5千円	(A)－175万5千円

※令和3年度より以下の通り改正後の公的年金等控除が適用されました。

- ①公的年金等控除額が一律10万円引き下げとなります。
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は195.5万円を上限とされます。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合
 - ①②の見直し後からさらに控除額が引き下げられます。
 - ・1,000万円超、2,000万円以下の場合には一律10万円
 - ・2,000万円を超える場合には一律20万円
- ④給与所得及び公的年金等にかかる雑所得の合計が10万円を超える方は**所得金額調整控除**が給与所得より控除されます。
 所得金額調整控除＝給与所得(10万円を超える場合には10万円)+公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合には10万円)-10万円